

令和5年3月13日

新型コロナウイルス感染症に係る対応マニュアル【Ver.8】

群馬県青少年会館

このマニュアルは、群馬県青少年会館における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン」に基づいて作成したものである。

【会議室・宿泊室利用団体編】

利用団体責任者は、参加者に対し、会議や宿泊の開催通知等により、自宅や職場で体調を確認した上で参加するよう徹底し、該当事項がある方については、参加自粛を要請することを周知する。

1 利用団体責任者による入室時の体調チェック及び受付・行動ポリシー周知・手洗い

①体調チェック →②入室受付 →③行動ポリシー周知
→④手洗い →⑤入室

①体調チェック

- ・ 利用団体責任者は、参加者の体調の把握に留意する。
- ・ 利用団体責任者は、非接触型体温計を事前に準備し、検温未実施者の検温を行う。
- ・ 発熱者・有症状者の入室は断る。
※既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は入室を認める。

②入室受付

- ・ 利用者相互の密集、密接を防ぎながらの入室受付を行う。

③行動ポリシーの周知

- ・ 行動ポリシー（新型コロナウイルス感染症を防ぐための施設利用上の留意事項）の記載内容について、入室者に対して周知を徹底する。

④手洗い

- ・ 館内に設置したアルコール手指消毒液や液体石けん等による手洗いを徹底する。

⑤入室

- ・ 以上④までを行った方は、入室を許可する。
なお、入室後もトイレ等で手洗いを小まめに行うことを推奨する。

⑥入室時の留意事項

- ・ 受付では、参加者の間隔が1メートル以内にならないよう留意する。

2 利用中の適切な環境管理

- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、エアコン、換気扇等を適切に使用するとともに、定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・ 人を密集させない環境（1 m程度の間隔）を確保するため、定員を少なく定める。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意する。
- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- ・ 入室時、退室時の出入口を分けるなど、人と人が交錯する機会を極力減らすよう配慮する。

3 講演者・スタッフの行動管理

- ・ 有症状者は、出演・講演を控える。

4 飲食関連

- ・ 食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。
- ・ 飲食をする場合には、場所を指定するなど密接を防ぐ工夫を行う。
- ・ また、1 m以上の間隔を空け、極力会話をしないなど十分な対策を行う。

5 喫煙

- ・ 喫煙する場合は、火災事故に十分注意する。
- ・ 場所は所定の屋外喫煙所のみとする。
- ・ 他の利用者と1 m以上の間隔を空け、極力会話をしないなど感染防止のために十分注意する。

6 会場管理

- ・ 利用人数を制限するとともに、参加者相互の距離を1 m程度確保できるように工夫する。

7 ゴミ箱

- ・ 室内設置のものは使用せず、廊下に設置したもののみを用いること。

8 換気

- ・ 一定時間（概ね1時間程度）が経過したら休憩を入れ、換気扇と窓を活用して利用室内の換気を行うように努める。

9 参加者の催物前後の行動管理

- ・ 利用日前後においても個人として感染防止対策を行ってもらうように注意喚起する。

10 会館滞在中に発熱・体調不良などの有症状者が出た場合

- ① 各部屋の内線電話や個人の携帯電話などから、事務室に症状などを連絡し、指示に従う。
- ② 有症状者の保護者・家族等に連絡し、なるべく早く退館・帰宅させる。

11 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供はしない。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱や症状の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。

12 オリエンテーション（宿泊利用のみ）

- ・ 利用受付後の利用開始前に、会館職員から利用に関する「オリエンテーション」を受けるものとする。（行動ポリシー徹底の依頼）

13 寝具・リネン関係（宿泊利用のみ）

- ・ 他人の使用したものに触れないよう注意し、寝具を配置する間隔は人を密集させない環境（1 m程度の間隔を確保）となるよう配慮する。

【主催事業等編】

参加者には、事業の開催通知等により、自宅や職場で体調を確認した上で参加することを徹底し、該当事項がある方については、参加自粛を要請することを周知する。

1 参加時の体調チェック及び受付・行動ポリシー周知・手洗い

①体調チェック →②入室受付 →③行動ポリシー周知
→④手洗い →⑤参加

①体調チェック

- ・ 参加者は、事前に検温を行った上で参加する。
- ・ 検温未実施の参加者は、非接触型体温計を使用し、検温を行う。
- ・ 発熱者、有症状者の参加は断る。
※ 既往症（例：咳やくしゃみを伴う喘息、花粉症等）の場合は参加を認める。

②参加者受付

- ・ 参加者相互の密集、密接を防ぎながらの参加者受付を行う。

③行動ポリシー周知

- ・ 行動ポリシー（新型コロナウイルス感染症を防ぐための施設利用上の留意事項）を参加者に配布し、徹底する。

④手洗い

- ・ 受付に設置したアルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを徹底する。

⑤参加

- ・ 以上④まで行った方は、参加を許可する。
なお、事業実施中も手洗い、うがい等を小まめに行うことを推奨する。

⑥参加時の留意事項

- ・ 受付では、参加者の間隔が1 m以内にならないよう留意する。

2 事業運営スタッフによる適切な環境管理

- ・ 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施するとともに、定期的に外気を取り入れる換気を行う。
- ・ 人を密集させない環境（1 m程度の間隔）を確保するため、定員を少なく定める。
- ・ 大きな声を発声させない環境づくり（声援などは控える）を行う。
- ・ 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。

3 講演者・スタッフの行動管理

- ・ 有症状者は、出演・講演を控える。

4 安全衛生スタッフの配置

- ・ 大規模なイベント（参加者が概ね300人以上）を実施する場合には、必要に応じて、医療スタッフを常駐させるなど、適切な環境でイベントが開催されるよう十分な配慮を行うものとする。

5 飲食関連

- ・ 食事の提供を行う場合には、パッケージされた食事を個別提供する等の工夫を行う。
- ・ 飲食をする場合には、場所を指定するなど密接を防ぐ工夫を行う。
- ・ また、1m以上の間隔を空け、極力会話をしないよう指導するなど十分な対策を行う。

6 喫煙

- ・ 喫煙する場合は、火災事故に十分注意する。
- ・ 場所は所定の屋外喫煙所のみとする。
- ・ 他の利用者と1m以上の間隔を空け、極力会話をしないなど感染防止のために十分注意する。

7 会場管理

- ・ 募集人数を制限するとともに、参加者相互の距離を1m程度確保できるように工夫する。

8 ゴミ箱

- ・ 室内設置のものは使用せず、廊下に設置したもののみを用いること。

9 参加者の催物前後の行動管理

- ・ 主催事業日前後においても個人として感染防止対策を行ってもらうように注意喚起する。

10 換気

- ・ 一定時間（概ね1時間程度）が経過したら休憩を入れ、換気扇と窓を活用して会場内の換気を行うように努める。

11 会館滞在中に発熱・体調不良などの有症状者が出た場合

- ・ 有症状者の保護者・家族等に連絡し、なるべく早く退館・帰宅させる。

12 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供はしない。
- ・ 参加者のリストは、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 参加者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。